



自動車運転代行業を始めたい方へ



自動車運転代行業を始める場合、公安委員会から「認定」を受ける必要があります。具体的にどのような準備が必要なのか、ご紹介します。



自動車運転代行業の認定申請には、何が必要だろう？

認定申請には「認定申請の書類」や「安全運転管理者に関する書類」などが必要になります。詳しくは石川県警察のウェブサイトをご覧ください。



石川県警察ウェブサイト <https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp> (又は「石川県警察」で検索) トップ画面→「手続・申請」→「自動車運転代行業の認定申請等に関すること」

認定申請に必要な書類 ①～⑤ (個人申請の場合)

安全運転管理者に関する届出書 ア～ウ (個人・法人共通)

【石川県警察ウェブサイトで用意できるもの】

- ① 認定申請書
- ② 誓約書 (自動車運転代行業者用)
- ③ 診断書

ア 安全運転管理者に関する届出書 (「石川県電子申請システム」からも届出することが可能です。)

【市役所等で用意していただくもの】

- ④ 本籍地記載の住民票 ※注1

イ 住民票又は運転免許証(コピー)等 ※注1

【その他準備していただくもの】

- ⑤ 損害賠償責任保険 (共済) 契約等、締結書類 ※注2

ウ 運転記録証明書 ※注3

※ 注意事項

注1 ④、イの住民票は、個人番号 (マイナンバー) が記載されていないものがが必要です。

注2 ⑤について 顧客車両による事故を補償する運転代行保険 (共済) に加入する必要があります。

- ・ 民間保険会社の場合
付保証明書 (原本) 又は保険証券 (コピー) 等
- ・ 運転代行業専門の共済組合の場合
受託自動車 及び 交通事故共済証書 (コピー) 等

損害補償限度額 (国土交通省令で義務付け)
対人8,000万円以上、対物、車両200万円以上

○各種手続と並行して保険 (共済) 加入の準備をしていただくとスムーズです。

注3 ウの運転記録証明書は、過去3年間のものがが必要です。自動車安全運転センターにて発行しています。

自動車安全運転センター石川県事務所

金沢市東蚊爪町2番1号 石川県運転免許センター内 Tel: 076-237-5900

【法人申請の場合】

- ・ 上記①～⑤の書類※ただし、②、③、④は役員全員分が必要
- ・ 定款又はこれに代わる書類
- ・ 役員名簿 (氏名及び住所を記載したもの)
- ・ 法人の登記事項証明書

いろいろ準備が必要なんだなあ。



運転代行業者として
飲酒運転撲滅のため、
ご協力ください。



標準処理期間 45日 (書類提出から認定証又は拒否通知書交付まで)
認定申請手数料 12,000円 (石川県証紙を証紙納付書に貼付)

※認定を拒否された場合、石川県証紙は返却されませんので、ご注意ください。

〈申請についてのお問い合わせ先〉 管轄の警察署又は石川県警察本部 交通企画課 Tel: 076-225-0110

〈資料作成協力〉 全国運転代行共済協同組合 Tel: 03-3523-0316 (平日9～18時)